

この1冊で、BEPS対応のすべてが理解できる！

詳解 新しい国際課税の枠組み

BEPS

の導入と各国の税制対応

— 企業への影響と留意点 —



EY 税理士法人 編

Building a better working world

BEPSプロジェクト
とは？

- BEPS対応に伴う、我が国および世界各国の税制改正について、最新の情報で解説
- BEPS対応がもたらす企業経営への影響を解説
- 平成29年度税制改正大綱に対応



A5判・384頁 定価：本体4,200円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

詳解 新しい国際課税の枠組み BEPS の導入と各国の税制対応

— 企業への影響と留意点 —

目次

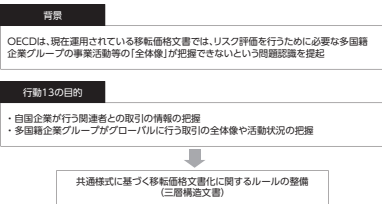
- 第1章 多国籍企業の国境を越えた節税への対応
- 第2章 BEPS 行動計画
- 行動1：電子経済の課税上の課題への対応
- 行動2：ハイブリット・ミスマッチ取極めの効果の無効化
- 行動3：外国子会社合算税制の強化
- 行動4：利子控除制限
- 行動5：有害税制への対抗
- 行動6：租税条約の濫用防止
- 行動7：人為的な恒久的施設認定回避
- 行動8～10：移転価格税制と価値創造の一致
- 行動11：BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

- 行動12：タックス・プランニングの義務的開示
- 行動13：移転価格税制に係る文書化
- 行動14：より効果的な紛争解決のメカニズムの構築
- 行動15：多国間協定の開発
- 第3章 BEPS プロジェクトの議論に対する日本の対応
- 第4章 BEPS における各国の対応
- ASEAN、オーストラリア、中国、韓国、米国、ブラジル、コロンビア、チリ、メキシコ、インド、欧州連合(EU)及び英国・オランダ・ドイツ
- 第5章 経営上の課題としての BEPS
- 資料 平成29年度税制改正大綱抜粋 (BEPS 関係)

◆ 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

1. 趣旨・目的

行動13の報告書 (Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting) では、多国籍企業の国境を跨ぐ事業活動、そこで発生する移転価格に係る情報を税務当局がより透明性をもって把握できるよう、以下の三層構造文書の導入を提言している。



(1) 国別報告書

多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報

多国籍企業が事業を行う各国ごとの収入金額 (関連者及び非関連者の別)、税引前損益、納付税額、発生税額、資本金又は出資金、利益剰余金、従業員数、有形資産 (現金及び現金同等物除く) について年次の報告が求められている。さらに、各国ごとに事業を行うグループの構成事業体全てを記載し、それらが行う事業活動内容の報告が求められている。

海外子会社のローカルファイル作成状況の確認と当該ファイルの収集などに取り組みが必要と考えられる。そのうえで、各国の3文書の提出期限等を考慮して作業の優先順位付け、スケジュール等を検討することが望ましいと考えられる³⁴。

4. 外国子会社合算税制 (タックス・ヘイブン対策税制) の改正 (平成29年度改正)

平成29年度税制改正において、日本の外国子会社合算税制 (CFC 税制) の抜本的な見直しが行われることとなった³⁵。以下が見直しのポイントである。

(1) トリガー税率の廃止

会社単位の租税負担率が一定率 (トリガー税率、現行20%) 以上であることのみを理由として一切合算課税が生じないという現行制度上の問題点への対応として、制度の入口基準であるトリガー税率が廃止される。ただし、トリガー税率の廃止により、現行制度と比較して過剰な事務負担が企業に及ぶないようにするため、新たに会社単位の租税負担割合による制度適用除外基準³⁶が設定される。

(2) ペーパーカンパニー等の所得に対する合算課税の強化

全ての外国関係会社³⁷は、最初に、i) ペーパーカンパニー³⁸、ii) 事実上のキャッシュボックス³⁹、iii) ブラックリスト国所在の会社⁴⁰、

³⁴ 図表15のスケジュールは、3月決算の内資系多国籍企業グループを前提に今後の取組みを例として記載したものであり、取組みの内容やスケジュール等は、各企業の現在までの移転価格対応状況によって異なる点留意が必要である。
³⁵ 平成28年12月8日に、毎月の「平成29年度税制改正大綱」が公表された。同大綱において、当該税制の見直しの概要が明らかにされている (参考資料「平成29年度税制改正大綱 (抜粋) (3/36 頁) を参照)。なお、大綱における見直しの内容については、今後の国会における税制改正法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることに留意が必要である。
³⁶ ペーパーカンパニー等に関しては30%、その他の外国関係会社に関しては20%とされる。
³⁷ 日本居住者・内国法人等が合計で50%以上の持分を継承及び開業する外国法人。
³⁸ その主たる事業を行うに必要と認められる事務所の恒久的施設を有しておらず、かつ、本店所在地においてその事業の整理、支配及び運営を自ら行っていない外国関係会社。
³⁹ 総資産の額に対する一定の流動的所得の合計額の割合が30%を超える外国関係会社。
⁴⁰ 租税に関する情報の交換に非協力的な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社。

◆ 米国

1. 概要

OECD行動	対応
4	・2016年10月に財務省は海外資本税制及びアーニクスストリップピングに関する規制を公表した。
6	・2016年2月に独自のモデル租税条約の改訂が開始された。
8-10	・2015年9月に財務省が定期刊行 (1,482-1) を公表した。
13	・国別報告書にかかわる財務省最終規則が2016年6月に発表され、2016年6月30日以降に開始する事業年度から適用が求められる。 ・国別報告書の提出義務は、直前年度の連結総収入金額が8億5千万米ドル以上の多国籍企業グループの最終親会社である米国企業に適用され、最終親会社の法人所得報告書とともに提出する必要がある。

今日に至る BEPS の潮流は、2010年のギリシャ問題に端を発する欧州の財政危機の最中、米系多国籍企業による過度な節税策への批判が高まったことが始まりである。例えば、2010年秋には、グーグルがダブルアイリッシュ、グッチサンドイッチといった節税策により600億米ドルの節税を行っているとの報道がなされ、同年末には、軽課税国スイスの統括会社に利益を集中させていたスターバックスが英国で法的根拠のない法人税を納付する事態に追い込まれた。こうした背景のなか、OECD 主導の BEPS プロジェクトが具体化していくこととなる。

これに対し、米国での BEPS に対する当初の反応は概して薄く、オバマ政権や連邦議会周辺でも特に目立った動きはなかったが、2015年に入り、財務省は国別報告制度を税務調査効率化の観点から歓迎しており、現在与えられている法的権限の枠内で施行制度の導入が可能であると考えているとの同省高官のコメントが報じられた。

また、同年6月、お雇いのワシントン DC における OECD 年次国際租税会合の前日、連邦議会上院財政委員会のハッチ委員長 (共和党、ユタ州選出) と同下院政策委員会のライアン委員長 (当時。後に下院議長。共和党、ウィスコンシン州選出) が連名でルー財務長官宛に公開書簡を送

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!